

令和 3 年度財政援助団体等監査の結果報告事案について

1 概要

令和 3 年度の財政援助団体監査において次の補助金及び団体に対する監査が実施されたが、不適切な個所があったことから是正改善を図るよう、令和 4 年 5 月 23 日に監査委員より監査結果の報告があった。

補助金名 : 八戸市除間伐等実施事業補助金 (令和 2 年度)
 財政援助団体 : 八戸市森林組合 (代表理事組合長 赤澤榮治)
 所管課 : 農林畜産課
 対象事業 : 除間伐等の森林整備事業
 補助率 : 補助対象経費の 5%以内 (1,000 円未満切り捨て)
 補助金額 : 1,578,000 円 (令和 2 年度)

2 監査の指摘結果

本来、補助対象の事業箇所は市内のみであるべきものが、市外 (五戸町、南部町、階上町) の事業箇所にも充当されていた。

【補助金実績報告時 R3.3 月】

| 事業箇所 | 市補助金 | 備 考 |
|------|-------------|------------------------------|
| 八戸市 | 1,578,000 円 | 補助対象経費 31,566,725 円×5%(端数処理) |



【監査による確認 R3.12 月】

| 事業箇所 | 市補助金 | 備 考 |
|------|--|--|
| 八戸市内 | 1,071,834 円 | |
| 八戸市外 | 506,166 円 【内訳】 五戸町(6 件) 南部町(3 件) 階上町(2 件) | 市外の事業箇所に充てられていた分については、補助金交付要領に反しており不適切な処理といえる。 |

3 不適切な処理となった主な要因

八戸市森林組合 (以下、組合) 内において、事務職員の異動があった際、「補助事業者である組合が受領した補助金については、その充当先は組合の裁量に任せられ、同様の事業であれば市外の事業箇所にも充てられる」と間違っ

4 監査の指摘結果を受けての市の対応策

(1) 不適切な処理に係る分の補助金返還請求

市外事業箇所への充当分は補助金交付条件に違反したものとして、八戸市補助金等の交付に関する規則の規定に基づき、補助金交付決定の一部取り消しを行い、組合に対して補助金の一部返還を求める。

返還請求額 506,166 円

(2) 再発防止に向けての取組み

再発防止を図るため、組合に対し改めて補助金事務の適正な執行を指導するとともに、次のとおり市の補助金交付要領を見直し、審査体制を再整備する。

- ①補助対象地は市内の事業箇所に限られることを明確にするため、その旨の規定を加える。
- ②補助金の確定にあたり、市内の事業箇所地に充当すること及びその金額が確認できるよう、補助金実績報告書の添付書類に「補助金の充当手続きに係る書類の写し」を加える。